

難波宮跡公園のご利用を検討される方へ

- ① 難波宮跡公園は都市公園に該当するため、都市公園法、同施行令並びに大阪市公園条例、同施行条例に定める事項に従うことが必要となり、許可を受けることが必要となります。必ず各法令、条例等のご確認をお願いいたします。
- ② 難波宮跡公園の一部は「史跡 難波宮跡」に該当するため、使用場所によって文化財保護法に定める事項に従うことが必要となり、許可を受けることが必要となります。必ず各法令等のご確認をお願いいたします。
- ③ ①②は行政機関への届け出となりますが、上記概要のご説明また園内の管理の妨げにならないよう使用範囲やスケジュール等の相談をさせていただきたいため、整備および運営を担当する『難波宮跡公園「みんなのにわ」プロジェクト（代表構成員:NTT 都市開発株式会社）』へ、本WEBサイトより事前にご連絡をお願いいたします。
- ④ 上記各申請・許可及び調整につき、使用料等が必要となりますのでご注意ください。